富山大学への訪問調査:卒業後の地域連携と社会参入支援

卜部 洋子1 田中 敦士2

要旨

現在,発達障害のある学生は様々な理由から就職活動で苦労する事例が見受けられるようになった. 例えば、自分に合った就職活動を円滑に行うことが難しく、働く気持ちはあるものの、就職先が決まらない、あるいは就職しても長続きしないことなどがある。そこで、発達障害のある学生が新しい環境へ参入するプロセスを一貫して支援している富山大学へ訪問調査を行った.

富山大学では「トータルコミュニケーション支援部門」のスタッフが中核になり、社会参入支援として、早期から修学支援、就職支援を取り組み、卒後支援も丁寧に対応している。さらに、卒後支援については、大学と地域と連携しながら、卒後、就職活動支援、ファローアップ支援(定着支援)も取り組んでいる。本論文は、富山大学の訪問調査を通じて、大学と地域とのネットワークづくりを促進するとともに、多様な情報提供や機会を築くことで、多くの発達障害のある学生が安心して社会参入することが可能であり、その過程と今後の展望について述べたい。

キーワード:社会参入支援、修学支援、就職支援、卒後支援、地域との連携

1. はじめに

高等教育機関において、発達障害のある学生数は 年々増加しており、進路・就職に関する課題も様々検 討されるようになった。発達障害のある学生の就職支 援を考える際には、発達障害の特性に応じた課題を包 括的に検討することが重要となる。

独立行政法人学生支援機構の「障害のある学生の修 学支援」に関する実態調査によれば、令和元年5月1 日における障害学生数は37,647人(全学生数の1.17%) で、前年度(33,812人)から比べると3,835人増加している。また、2017年、文部科学省の「障害学生の現状」の調査によれば、障害学生の在籍者数のうち、発達障害のある学生は平成27年に3,442人で、前年度(2,722人)から比べると、720人増加している。

このように、全国的に発達障害のある学生は増加しており、大学から就労への移行(就職)として、発達 障害のある学生においては一般的な採用方式と障害者 同時に2017年4月1日より施行となった「働き方改 革実行計画」が決定された背景から、大学在学中から の就労移行支援を利用することが認められるように なった. つまり、大学(4年生)、短期大学、大学院、 高等専門学校に対して就労移行支援サービスを提供で きるようになった. 本学もこの頃から、学生相談室と キャリア支援課と連携しながら大学4年の在学中から

雇用促進法に基づく採用方式があること、卒業後の就 労支援機関や就労の利用も視野に入れる必要があるこ となど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になるこ とがある。また、発達障害のある学生の場合、在学中 に就職が決まらないケースがあり、在学中から学外の 支援機関との連携を念頭に置いて支援を行う必要があ る。障害者雇用枠を目指す就職活動は、就労支援機関 と連携することが必要になるので、在学中に就職先に 決まることは稀で、卒業後に就労支援機関や就労移行 支援機関を経て就職に至るケースが多い。そのため、 大学の支援者は就労支援機関の担当者に、当該卒業生 の特性の正しい理解と大卒の発達障害学生の支援のコ ツを知ってもらうために引き続き行っている(西村、 2019)

¹ 札幌学院大学 学生相談室; urabe@ims.sgu.ac.jp

² 札幌学院大学 人文学部人間科学科; atanaka@sgu.ac.jp

「就労移行支援事業所」を利用する学生が少しずつ増えてきている。さらに、「働き方改革実行計画」の内容について、以下に当てはまる大学生が就労移行支援を利用することが可能になった。(1)大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合。(2)大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者。(3)本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市町村が判断した場合としている。

これらから、発達障害のある学生は大学4年の在学中から就労支援機関が利用できるようになった. つまり、卒業後を見据えた就労支援によって、大学での専門的な支援が必要である. そこで、発達障害のある学生に対して、社会参入支援として、修学支援、就職支援、卒後支援まで、先進的な取り組みをされている富山大学へ訪問調査を行い、今後の就労支援の動向と課題についてまとめた.

2. 訪問調査

·訪問調査日:2020年2月17日

・訪 問 場 所:富山大学五福キャンパス、学生支援センター・アクセシビリティ・コミュニケーション支援室

・対応していただいた方

西村優紀美氏 富山大学保健管理センター准教授, トータルコミュニケーション室長

日下部貴史氏 富山大学トータルコミュニケーション相談員・コーディネーター

3. アクセシビリティ・コミュニケーション支援 室の概要

富山大学教育・学生支援機構学生支援センター,アクセシビリティ・コミュニケーション支援室の資料(富山大学学生支援センター,2019a,2019b)をもとに以下にまとめた.

富山大学では平成19年度から発達障害のある学生への支援を開始している。現在では、「富山大学教育・学生支援機構学生支援センターアクセシビリティ・コミュニケーション支援室(以下、支援室)」として組織化し、身体障害および発達障害、精神障害のある学生の修学支援、就職活動支援を行っている。支援室は

「トータルコミュニケーション支援部門」と「身体障害学生部門」の2つの部門がある。1つ目の「トータルコミュニケーション支援部門」については、すべての学生の「社会的コミュニケーションの問題や困難さ」に焦点を当てた支援を「包括的(トータル)」に行い、2つ目の「身体障害学生部門」については、身体障害学生の個々のニーズに合わせた、物的・人的支援を行っている。1つ目の「トータルコミュニケーション支援部門」の「トータル」ついて西村氏によれば、「コミュニケーションが苦手な学生が多いなか、あえて障害は使わず、多くの学生が利用しやすいように」と、包括的(トータル)に支援することを大切にしている。

さらに、学生の社会的自立を図ることを目的した支援を行うとともに、教職員は障害に関する理解を深め、 適切な配慮を行うためにメンタル・サポートを行って いる。

支援室のスタッフは室長1名,専任教員1名,コーディネーター3名,事務補佐員1名が在駐している.

4. 富山大学における障害学生支援体制

4.1 障害学生支援の活動

発達障害のある学生 (特性はあるが医学的診断のない者も含む)を支援対象として,社会コミュニケーションの困難さからくる困りごとや就学上の困りごと等を学生本人との対話を通じて明らかにしていき,修学全般にわたる事柄に関して実行面のサポートを行っている。支援のポリシーについては、以下の通りである。

- (1) 学生が学ぶ意欲を損なうことなく修学できるように適切な学びを構築する.
- (2) 学生の意思表明を支援し、学生本人にとっての 最善の利益につながる自己決定がなされるよう に合理的配慮を検討する.
- (3) サポートチームを形成し、学生本人の同意のもと、支援に必要な情報を共有することで、統一感のある支援を行う.
- (4) 学生の抱える「問題」や「困難さ」を整理し、 解決・解消のための筋道や実行に移すための方 策を立て、その実行そのものを支援する.

支援内容としては、パーソナル支援、家族支援、学部、小集団支援の4つの支援を行っている。1つ目のパーソナル支援は、支援のニーズの把握、スケジュール管理のサポート、修学場所の確保、教職員、他の学生とのコミュニケーション支援、配慮に関する合意形

成を行っている。2つ目の家族支援は、対象や生活面 の把握, 修学状況の伝達, 本人への励ましと見守り, 本人の特性理解と促進、就職に関する情報共有を行っ ている. 3つ目の学部との連携は、授業における学習 保障、連携・配慮に関する合意形成、出席状況の見守 り,研究室内の環境調整,個別の質問などの対応を行っ ている. 4つ目の小集団の支援は、ランチ・憩・ラボ、 コミュニケーションワーク、ピアサポート活動、ボラ ンティア活動等を行っている。ランチ・憩・ラボにつ いては、支援室で個別面談を受けている学生を対象と して「コミュニケーションは苦手だが、克服したい」 「同年代の仲間とのコミュニケーションの場がほしい」 という願いを持っている学生に声をかけ、毎週1回(昼 休み) 開催している. また、同じような悩み・願いを 学生同士で共有し、穏やかな雰囲気のなかで集うこと によって、「人と関わることへの不安」に軽減すること を期待したプログラムである.

4.2 シームレスサポートの取り組み

オープンキャンパスにおける「障害のある高校生の相談窓口」を開設し、障害のある方やその関係者から個別に相談を受け、障害学習支援について説明している。また、チャレンジ・カレッジとして、発達障害のある高校生への大学体験プログラムを開催している。

チャレンジ・カレッジは平成24年度より、大学進学を目指す発達障害のある高校生のための大学体験プログラムで、学生がピアサポーターとなり、高校と大学の違いをスライドや映像を用いて説明している。ま

た,「後輩の体験に学ぶ~発達障害のある先輩のエピソード~」として,支援を受けている学生が自らの体験をもとに,将来の自立に向けた展望も語っている.

5. 発達障害のある学生に対する社会参入支援

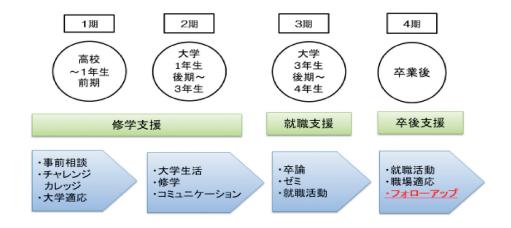
富山大学の支援室では、在学中の就学支援に引き続き、就労支援、さらには、就職後の定着支援を継続的に行っている。発達障害のある学生に対する社会参入支援として、(1)1期・修学支援、(2)2期・修学・就職支援、(3)3期・就職活動、(4)4期・卒後の支援を取り組んでいる。社会参入支援にいて、日下部(2018)の「就職後のフォローアップ支援から見えてきた本人の成長と今後の展望」の資料をもとに以下にまとめた。

5.1 1期・修学支援

入学を希望する高校生へ事前相談し、チャレンジカレッジに参加して実際に体験することができるように行っている。また、大学入試センター試験での配慮事項に関する対応、個別選抜試験での配慮事項に関する対応、入試当日の配慮も行っている。また、入学直後の集中支援として、本人の申し出を受け、合格後の面談(本人・家族・学部教職員・支援)した後、アセスメントし、合理的な配慮に関する話し合いをして、学部、教養教育の授業担当者と連携して、大学生活全般の支援をしている。

5.2 2期・修学・就職支援

修学後に関わる支援として、定期的な面談を行って



学生が新しい環境(社会)へ参入するプロセスを一貫して支援すること

図 1. 発達障害学生に対する社会参入支援

おり、履修の調整、授業出欠・課題状況の確認、スケジュールの確認、課題解決のための方策、教員への質問やアポのとり方、課題の調べ方、レポートの書き方等の支援を行っている。また、就学上の困難による、合理的配慮の対応、学外活動に関する対応等もしている。さらに、生活全般に関する生活リズム(食事・睡眠)、体調への気づき等、自己管理するための工夫も取り組んでいる。他に、小集団グループワーク、ピア・サポーター活動への参加も行っており、人間関係を通じて語り合うなかで、未来の自己像を語る機会にもなっている。

5.3 3期・就職活動

ゼミナールと卒論については、ゼミを選択し、指導教員との支援会議を行っている。定期的な面談をして、授業と卒論のスケジュール調整、就活とスケジュール調整、生活状況の確認、ゼミ生とのコミュニケーション、締め切りのある課題の確認、気持ちのコントロール等の対応をしている。就職活動については、支援室を就職の基地として就職活動をすすめている。定期的な面談をして、職種・業界のサポート、エントリーシートの作成サポート、応募手続きの確認と履修サポートをしている。また、二次面接の事前練習して、事後に振り返り、内定後の定期面談も行っている。障害者枠での就職支援については、就労移行支援事業所と連携しながら、職場体験、職場実習の対応をしている。

5.4 4期・卒後の支援

卒業後の就職活動支援とフォローアップを行っている。卒業後の就職活動支援については、在学中に就職が決まらない学生への支援を継続的に行っている。一般雇用枠と障害者雇用の両方を視野に入れた就職支援も行っている。障害者枠での就労については、事業所(企業)、就労支援事業所、地域障害者職業センター、地域発達支援センター、医療機関と連携し、学内とで、適宜、必要に応じて会議を行っている。その際、本人の優位な能力が生かせるように職場開拓を築いている。

5.5 学外の連携

(1) チャレンジ・ワーク〜発達障害のある学生の職 場実習の体験プログラム〜

「高機能発達障害学生に有効な就労体験の在

り方」を探求するために、平成25年度より、高機能発達障害者に特化した就労移行支援を行っており、地域と連携している。

(2) 株式会社 Kaien の職業プログラムの体験

5日間のスケジュールで、他の利用者とともに職場で働くことを体験した後、支援者は学生及び職業訓練、スタッフにインタビューを実施している。また、平成27年度には地域就労移行支援事業所での職業訓練体験を行っており、大学と就労支援機関との連携を図っている。

(3) 障害者学生支援カンファレンス北陸

北陸地区の高等教育機関や専門支援機関の連携を促進し、北陸地区全体として障害学生の社会参入を支えるセーフティネットを形成することを目的とし、平成25年度より障害学生支援カンファレンス北陸を開催している。

6. 発達障害のある学生への包括的な就労支援

発達障害のある学生に対する社会参入支援に続いて,包括的な就労支援として,(1)就職活動の準備,(2)就職活動,(3)就職後の就労支援の具体的な取り組みについて,「発達障害のある大学生に対する就職支援ガイド」(富山大学,2019)を参考にまとめた.

6.1 就職活動の準備

富山大学では、一般雇用と障害者雇用のどちらにも 限定せずに、まずは一般的な就労活動を行い、必要に 応じて、障害者雇用を検討する学生の対応をしている.

障害者雇用については、その能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるように仕事内容や環境面での配慮を得ることができる。一般雇用は、上記の配慮はなく、基本は正規雇用と同じように働くことになる。そこで、障害者雇用と一般雇用のメリット、デメリットに関する内容を以下にまとめた。

(1) 障害者雇用

- ・得意な分野を生かした仕事ができる.
- ・無理な働き方を避けることができる. 例えば, 残業を考慮してもらえる.
- ・仕事のマッチングが上手くいけば、やりがいの ある仕事を任されることもある。
- ・転勤の可能性は低い.

- ・給料は安く設定されることもある.
- ・求人の選択肢は狭くなることもある. 部署に指導者がいる.
- ・成長を長い目で見てもらえる.

(2) 一般雇用

- ・様々な求人から選択が可能.
- 昇給がある。
- ・苦手な仕事を任せられる場合がある.
- ・残業がある.
- ・職業がマッチングすれば、キャリアアップの可能性がある.
- ・転勤がある.
- ・管理職への昇給の可能性がある.
- ・部署移動がある.
- ・臨機応変さが必要になる.
- ・能力が必要になる.

これらから、障害者雇用枠で就職するメリットは、障害に対する理解が必要であり、状態に応じて配慮をしてもらえることが多い。一方、デメリットとしては、給料が低く設定され、求人の選択が狭くなることもある。しかしながら、一般雇用は、障害者雇用枠より遂行困難な業務までやらなくてはいけない場面もあるが、障害者雇用枠では、このようなミスマッチを防ぐことができそうである。このように、障害者雇用枠で就職することで、企業側が障害に対して理解され、障害に合わせた仕事面や環境面、条件などの配慮も可能な場合が多い。そのため、一般枠で就職するよりも、より安心できる環境の中で、プレッシャーも少なく、無理をせずに長く働き続ける可能性がある。

また,障害者雇用では,障害者福祉手帳が必要になり,発達障害のある人は,精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の所得が該当し,手続申請は,下記の流れで説明している.

- (1) 相談→区市町村の担当窓口(市町村地域・町村 役場障害者福祉課等,特別区域は保健所・保健 センター等)に相談。
- (2) 申請書類を受け取る→区市町村の担当窓口での申請書を受け取り、必要なもの(申請書、顔写真、診断書、印鑑)を準備.

※診断書については、初診日から6ヶ月以上経

過したもの.

- (3) 申請書類の提出→必要なもの(申請書に診断書, 写真を添えて) 担当窓口に提出.
- (4) 手帳の審査や交付通知→手帳の等級審査があり、手帳交付についての通知がある.

6.2 就職活動

授業や卒論作成で、就職活動に専念できないこともあり、それぞれのスケジュール調整と優先順位をつけることを勧めている。特に、発達障害の特性のある学生は「優先順位をつけることが苦手」である。まずは、卒業することを優先して卒論に集中し、目処が立った時点で、就職活動に取り組んでいる。

就職活動は、一般雇用に加えて障害者雇用も視野に入れた就職活動を行っている。障害者雇用の場合は、支援室と地域就労支援機関(ハローワーク)の支援者と連携しながら学生の特性に合った職場を探している。その際、職種の整理とマッチングが重要で、興味のある職種の中で会社を選び、就職活動をしても良い結果が得られない場合には、自分の「できること」を再確認してから、会社を選ぶことを勧めている。また、就職活動で必要な採用書類(エントリーシート、履歴)の書き方、面接の対応について、以下の通りである。

エントリーシートについては、形式・質問内容はさまざまであり、よく問われるのは「志望動機」「自己 PR」「学生時代の経験」などである。その中で、たとえば「大学時代に頑張ったこと」や「学生生活で印象に残っていること」等、学生自身の強みと動機に気づけるように「キーワード」として挙げてみて、それをつなげて文章化することを勧めている。

面接対応ついて、発達障害のある学生にとっては大きな苦痛を伴う場合があり、面接練習では、以下の対策に心掛けている.

- (1) 面接の想定問題集を作成→想定外の問題にうろ たえることがないよう対応する
- (2) 面接練習→大学内のキャリアサポートセンターや障害学生支援室、大学外では地域就労支援機関(ハローワーク等)やサポートステーション(サポステ)などで対応している。事後、面接練習で実際に良かった点や今後の課題などを振り返り(フィードバック)をすることで、慣れていくことが多い。

(3) 障害者枠のトライアル雇用→短期間勤務して職場適応をみるための制度である。したがって、自分に適しているか、自分自身で試すことができ、企業側からも評価される期間でもある。期間は原則3ヶ月で、その期間は、企業と自分とのマッチングする時期でもある。トライアル雇用については、すべての企業が実施しているわけではないが、実際に職場に勤務し、環境に慣れていくことも大切な機会になる。

6.3 就職後の就労支援

支援室では、発達障害のある学生に包括的な支援を 行っており、在学中の就学支援に引き続き、就労支援、 さらには、就職後の定着支援も行っており、(1)卒後就 職活動支援と(2)フォローアップ支援(定着支援)を下 記の通り行っている。

(1) 卒後就職活動支援

在学中に就職が決まらない学生への卒後継続支援「一般雇用枠」と「障害者用枠」の両方を視野に入れて、地域就労支援機関と連携しながら、適宜、ケースの会議を行っている。また、本人の優位な能力が生かせる職場開拓している。

(2) フォローアップ支援(定着支援)

卒業後、発達障害者の安定的な雇用に関する調査研究として、月1回の面談を行っている。面談内容については、業務内容、職場環境、職場の体制等、職場の人との関わり、困りごと、不安なこと、余暇の過ごし方(体調管理も含めて)「働き続ける」ためのコツや工夫について確認している。また、QOLの向上やリフレッシュの方法、心身の健康について、必要に応じて、職場訪問を実施。担当者へのヒアリングを行っている。

6.4 就職後の相談

就職してから社会人として慣れるまでの1年目の時期に起きそうな問題や悩み相談について,以下の内容にまとめた.

就職した社会人1年目の時期ついて、例えば、上司、 先輩には報連相(報告・連絡・相談)が大切であるこ と、遅刻や欠席をする場合、必ず会社に連絡を入れる こと、ビジネスマネーに関することは社会人としての 基本的な態度であり、挨拶や言葉遣い、上司へのふる まい方、身だしなみなどの相談をしている.

就職後、2~3ヶ月経った時期は、新しい環境にも慣れ、緊張もほぐれて、疲労感を覚える頃である。また、発達障害の特性がある場合、「ストレスが溜まった」という自覚をもちにくく、「いつもより、こだわりが強くなる」「いつも気にならない些細なことが気になる」状態がストレスのサインになる。そういう時は、仕事以外のことで気分転換することを勧めている。

入社後,新しい環境に慣れるには、時間がかかり、就職した社会人1年目の時期,就職後,2~3ヶ月経った時期を通して,分からないこと,失敗することがあっても、解決策として,上司や支援者に相談することは、恥ずかしいことでなく、社会人としてあるべき姿でもある。また、就職後、困ったときに誰かに相談することは必要であり、支援室は卒業後も相談を受け入れている。

他に、相談できる機関については、社内の産業医や 産業カウンセラー、かかりつけの主治医に相談するこ と、障害者雇用の場合は、まずは部署の担当者やジョ ブコーチ、地域就労支援機関(ハローワーク等)の障 害者窓口の担当者に相談すること等が可能である。

7. 富山大学での支援についてのまとめ

富山大学へ訪問調査させて頂き、社会参入支援をとして、1. 修学支援、2. 就職活動、3. 卒業後の就労支援について、大学(支援室)が「支援室チーム」として、学内外と連携することで、学生が安心して働けるように、在学中から卒業後までフォローアップしながら丁寧に対応している.

1つ目の修学支援については、入学直後から、本人の申し出を受け、面談(本人・家族・学部教職員・支援)を行っている。その後、アセスメントし、合理的配慮に関する話し合いをして、履修登録の確認をし、入学後の準備をしている。入学後は、定期的な面談を行っており、「履修の調整、授業出欠・課題状況の確認、スケジュールの確認、課題解決のための方策、教員への質問やアポのとり方、課題の調べ方、レポートの書き方等の支援」もしている。また、就学上の困難さの対応、配慮の申し出に関する対応検討、学外活動に関する対応の検討、工夫したこと、配慮を受けたことへの振り返りをしている。

2つ目の就職活動については、一般雇用に加えて障害者雇用も視野に入れた就職活動を行っている。障害

者雇用の場合は、支援室と地域就労支援機関(ハローワーク)の支援者と連携しながら学生の特性に合った職場を探し、職種の整理をしながらマッチングを行っている。また、就職活動で必要な採用書類(エントリーシート、履歴)の書き方、面接の対応についても行っている。

3つ目の卒業後の就労支援については、丁寧にフォローアップを行っている。在学中に就職が決まらない学生への支援を継続し、一般雇用枠と障害者雇用の両方を視野に入れながら対応している。障害者雇用を希望した際には、大学(支援室)と事業所(企業)、就労支援事業所、地域障害者職業センター、地域発達支援センター、医療機関等と連携して丁寧に対応している。さらに、本人の得意な分野の能力が生かせるように職場開拓を行っている。

これらから、発達障害のある学生の就労支援について、在学中から将来「働くこと」を考えるきっかけを作り、卒業後を見据えた就労支援により、さらなる大学での専門的な支援が必要である。発達障害のある学生に対して、在学中から修学支援と就職支援は勿論のこと、卒後支援まで、継続的に支援を受けられる体制を整えることが必要である。また、大学生から社会人の移行期として、大学が地域と連携する社会参入支援の取り組みは重要である。

8. 全体的考察

2020年4月1日に改正となった厚生労働省の「障害者雇用促進法」において、「事業主に対する給付制度」と「優良事業主としての認定制度の創設」の2つの措置が新しく制定された.この改正施行によって、企業には特例給付金の支給や優良企業としての認定を受けられるなどのメリットがあり、障害者雇用の促進を図るための企業も積極的に取り入れるようになってきた.また、「働き方改革実行計画」が決定された背景から、大学4年の在学中に就労移行支援を利用することが認められるようになった.

これらから,新卒の障害者雇用の就労支援に当たっても,大学では地域との連携が求められる状況となった.

社会参入支援とは「学生が新しい環境(社会)へ参入するプロセスを一貫して支援すること」と定義づけている(西村, 2015)。富山大学では、社会参入支援として、既に、地域の社会資源を開拓し、学生の状況に

適した支援先につなぎ、大学と支援機関が連携してい る. さらに. 支援室における発達障害のある学生への 見立てと支援の在り方、支援の評価など、支援全体を 学生のニーズに合ったものにしていくためのプロセス を「ナラティブ・アセスメント」(西村, 2015)として, 対応している。また、卒業後のフォローアップについ て日下部(2018)によれば、「大学で把握した『本人の 強み』や『支援スタイル(対話のコツや本人に合った 伝え方)を,就労支援機関担当者と共有し,採用担当 者に『できること』と『配慮のポイント』を伝えても らうことで、発達障害の理解を促進するとともに、企 業側の不安の軽減や職場環境の改善に効果があった」 と報告している. このように、修学支援、就職活動、 卒業後のフォローアップによる社会参入支援は、ナラ ティブアプローチとして, 学生の「語る」言葉を大切 に尊重し,「できること」を職場に「伝える」ことで, 企業側に理解してもらい、 学生自身が安心し安定した 環境の中で働くことを築いていることが示唆される.

発達障害のある学生の支援に関しては、すでに多く の大学が、支援コーディネーターの配置や支援室の設 置を検討しはじめており、支援体制の構築への機運が 高まっている. 発達障害のある学生に有効な支援を行 うためには、支援体制の構築とともに、支援を受けて いる学生が、支援の全体像を眺め、理解し、支援の方 向性や支援方法についての意思決定により、参加でき ることが望まれる. 大学と関係機関との連携につい て、発達障害のある学生への支援を行う人材の養成・ 配置が重要であり、組織的な支援を適切に行うために は、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別 の場面において支援を行うカウンセラー,手話通訳者, アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知 識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材 (以下、「支援人材」という。)の養成・配置が不可欠で ある. これらの支援人材は、障害のある学生の権利主 張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最 も身近な存在である. 同時に、障害のある学生との対 話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と 部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めてい く役割を担う (西村, 2019).

これから、富山大学の就職支援のための取り組みや 関係機関間でのネットワークづくりとして、支援全体 の調整を図るコーディネーターである日下部氏の役割 は重要であり、学内外と連携を図る際に欠かせない存 在である. 発達障害のある学生の中には, 大学を卒業し, 働く意欲が高いにも関わらずに, 就職できない人も少なくない. 自分の特性を理解していても, 一人で仕事を探すことは容易なことではく, また, せっかく就職できたのに, すぐに仕事を辞めてしまったり, 長続きせずに次々に仕事を変える人もいる. 株式会社 Kaien 代表, 鈴木 (2016) によれば, 就労移行支援事業を利用している学生について「一般枠の就活でスタートし, 障害者枠への就活に転じる人が多い」ことを指摘しており, 大学においては, 早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行うとともに, 就職支援のための取り組みが必要である.

最後に、卒業後の支援について西村氏によれば「在 学中に就労が決まらなかった学生、人間関係や企業に 適応できず離職するケースがあり、必要に応じて、卒 業後の支援もしている」、日下部氏によれば「自分の強 みに気づき、それを相手に伝えることで、自分の道を 開いていく」と伝え、お二人の温かいお言葉に感銘を 受けた、入学前から卒業後に至るまで、相談したい時 に、母校に相談出来る環境があるのは素晴らしいこと である。

卒業後も必要に応じて、継続して就労支援をすることが大切であり、大学から地域へ橋渡し、発達障害のある学生が安心して社会人として生涯を過ごせるように支援することが今後の課題である.

斜辞

本稿は、富山大学のトータルコミュニケーション支援部門へ訪問させて頂き、西村優紀美氏と日下部貴史氏から、修学支援、就労支援、そして、卒業後の支援に至るまでを資料に基づき、ご丁寧に説明して下さいました。本論文は、その内容について、まとめさせて頂きました。お二人に、心より感謝申し上げます。

参考文献

[1] 独立行政法人学生支援機構 (2019). 「障害のある

- 学生の修学援」. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html, (2020年12月22日閲覧).
- [2] 日下部貴史(2018). 就職後のフォローアップ支援から見えてきた本人の成長と今後の展望, 独立行政法人学生支援機, 国立学校法人富山大学平成30年度「障害学生支援専門テーマ別セミナー. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/theme/h30/03. html, (2020年12月22日閲覧).
- [3] 厚生労働省(2017a). 「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(平成29年3月30日)」. http://www.rehab.gojp/application/files/7415/2299/2716/2_05_2929330.pdf, (2020年12月22日閲覧)
- [4] 厚生労働省 (2017b). 「働き方改革実行計画」(概要). https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20170328/05.pdf, (2020年12月22日閲覧)
- [5] 厚生労働省(2019). 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度). https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html, (2021年1月11日閲覧).
- [6] 厚生労働省 (2020). 令和元年障害者雇用促進法の改定について. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00006.html, (2021年1月8日閲覧).
- [7] 文部科学省 (2017). 「障害学生の現状」. https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2017/03/01/1381984_4_1_1. Pdf, (2020年12月22日閲覧).
- [8] 西村優紀美 (2015). 優位な特性を伸ばす環境づくり ~発達障害のある大学生の支援~, 季刊ほけかん, No.65, 1~15.
- [9] 西村優紀美 (2019). 発達障害のある学生の修学・就労支援. 富山大学保健管理センター. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/theme/h30/_icsFiles/afieldfile/2019/07/29/2019_u_1.pdf, (2020年12月22日閲覧).
- [10] 鈴木慶太 (2016). 障害のある学生の修学支援に関する検討会. https://wwwmextgojp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gijiroku/_icsFles/afieldfile/2016/07/22/1374683_5_1.pdf, (2021年1月10日閲覧).
- [11] 富山大学学生支援センター (2019a). アクセシビリティ・コミュニケーション支援室.
- [12] 富山大学学生支援センター (2019b). 発達障害のある大学生に対する就職支援ガイド.

Social Entry Support at the University of Toyama for Students with Developmental Disabilities

Yoko URABE¹ and Atsushi TANAKA²

Abstract

With respect to employment for students with developmental disabilities, in addition to the available welfare service, because one is in a position where it is difficult to find model cases in one's surroundings, it is difficult to smoothly carry out suitable job hunting while establishing a post-employment image. Therefore, among students with developmental disabilities, there are many cases where it is difficult to find employment even if students want to work, and the work does not last long.

At the University of Toyama, the staff of the "Total Communication Support Initiative" is central to the careful handling of academic support, employment and career support as well as postgraduate support from an early stage as part of social entry support. In addition, with regard to postgraduate support, the staff is also engaged in postgraduate job-hunting support and follow-up support (retention support) in collaboration with the local community and the university. Based on a field survey of the University of Toyama, this paper discusses the importance of promoting networks between the university and the local community while providing various kinds of information and building opportunities, so that students with developmental disabilities can work with peace of mind.

Keywords: Academic Support, Collaboration with the Local Community, Job-Hunting Support, Postgraduate Support, Social Entry Support.

¹Student Counceling Room, Sapporo Gakuin University; urabe@ims.sgu.ac.jp.

² Department of Human Sciences, Sapporo Gakuin University; atanaka@sgu.ac.jp.